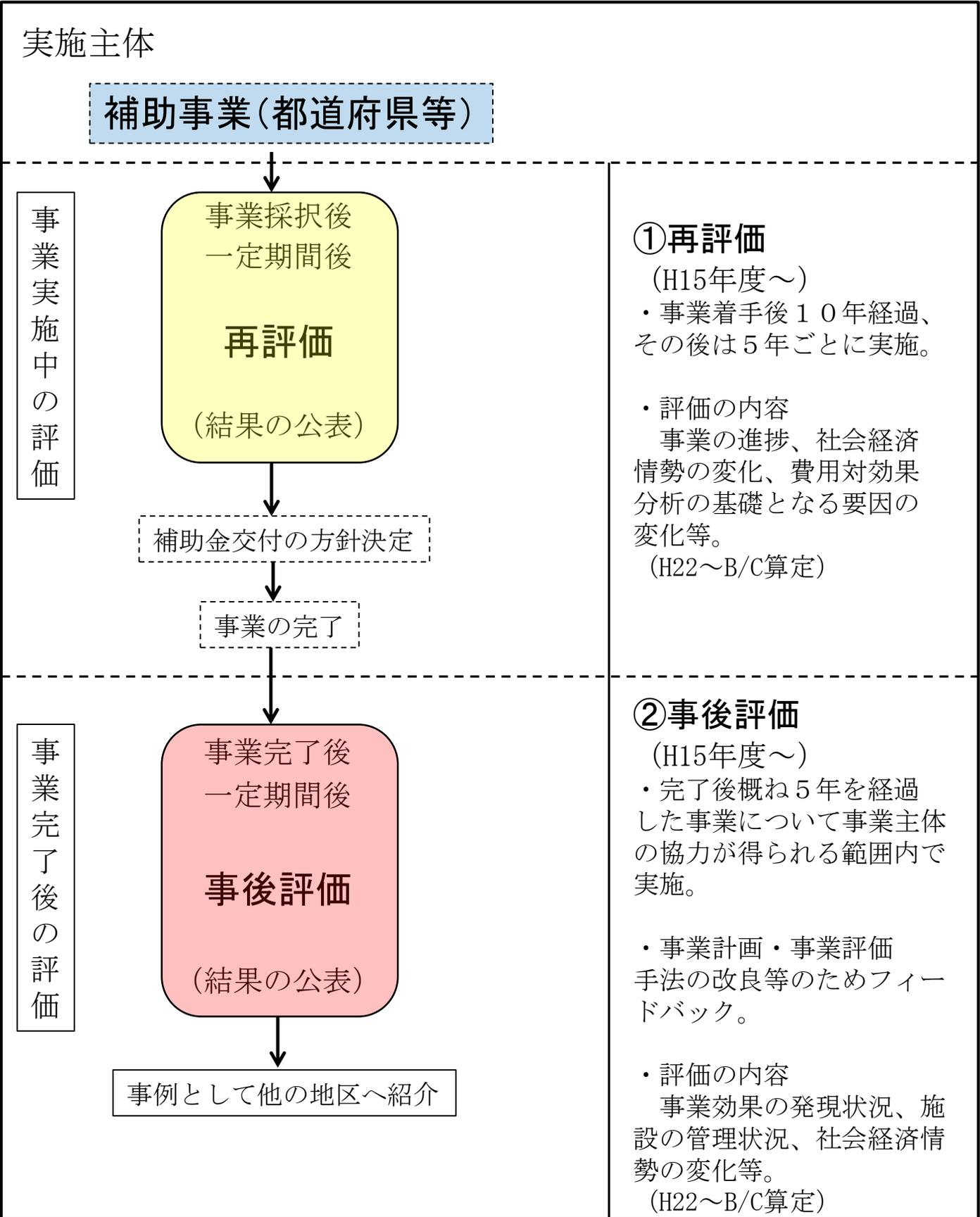


令和3年度北陸農政局農業農村整備事業等補助事業評価について

- ・ 国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ・・・・・・・・・・ 1
- ・ 令和3年度補助事業評価に関するスケジュール(案)・・・・・・・・・・ 2
- (参考1) 農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領・・ 3
- (参考2) 北陸農政局補助事業評価委員会設置要領・・・・・・・・・・ 10
- (参考3) 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則・・ 14
- (参考4) 令和3・4年度技術検討会委員名簿・・・・・・・・・・ 16

# 国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ



※事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

# 令和3年度 補助事業評価に関するスケジュール（案）

①事後評価：坂井川右岸地区（農業競争力強化基盤整備事業）

## <北陸農政局>

【第1回事業評価幹事会(10月25日(月))】  
[13:30~共用地下中会議室]

### 第1回事業評価委員会(11月5日(金))

[10:00~ 7F 第1・2会議室]  
・評価結果(案)、基礎資料(案)の検討

評価結果(案)の説明

関係団体への意見聴取

評価結果(案)の修正・意見等

【第2回事業評価幹事会(12月10日(金))】  
[13:30~共用地下中会議室]

### 第2回事業評価委員会(12月中~下旬)

[概要説明後掲示板に掲載]  
・第1回技術検討会質疑対応の検討  
・評価結果(案)への反映

質疑の回答・評価結果(案)の修正

※ [第2回技術検討会終了後]

事業評価報告内容の検討

※評価結果等の報告

事業評価結果の本省報告

北陸農政局長

農村振興局長

事業評価結果及び実施方針の公表  
(3月末(予定))

## <技術検討会>

委員会終了後：技術検討会委員への事前説明  
(メール等で資料送付)

### 第1回技術検討会(審議)

11月26日(金)  
9:30~

評価結果の審議  
・坂井川右岸地区

[金沢広坂合同庁舎 共用大会議室  
及び各地域(Web)]

### 第2回技術検討会(審議)

1月28日(金)  
9:30~

質疑の回答・評価結果(案)の検討

技術検討会の意見とりまとめ

[金沢広坂合同庁舎 1F 第3会議室  
及び各地域(Web)]

技術検討会の意見提示

# 農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振第 1906 号

最終改正 平成 22 年 9 月 21 日付け 22 生畜第 1225 号

平成 22 年 9 月 21 日付け 22 農振第 1248 号

## 第 1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成 22 年 8 月 10 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

## 第 2 対象事業及び実施時期

### 1 再評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 7 条第 1 項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表 3 の 1 の (2) 及び 2 の (2) に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後 5 年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後 10 年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後 10 年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から 5 年度ごと

(2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

(3) (1) のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

### 2 事後評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表 3 の 1 の (2) に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものであつて、総事業費 10 億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定

期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

### 第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては生産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。  
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 生産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

### 第4 事業評価の実施

#### 1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省生産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

[再評価地区別資料記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに生産局長等に報告するものとする。

- (3) 生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

#### 2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

（２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに生産局長又は農村振興局長に報告するものとする。

（３）生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

## 第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

## 第６ 評価結果等の公表

- １ 生産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

## 第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

## 第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

## 第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	名
---	---

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕			
ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）			
イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化			

ウ 事業の進捗状況

エ 関連事業の進捗状況

オ その他

事業主体の  
事業実施方針

事業主体の  
予算要求方針

第 三 者  
の意見

補助金  
交付の方針

- (注1) 「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。
- (注2) 「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。
- (注3) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。
- (注4) 「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあっては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。



(別紙様式3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局名	
----	--

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

# 北陸農政局補助事業評価委員会設置要領

## 第1 趣 旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体(以下「事業主体」という。)が実施している事業(以下「補助事業」という。)に関して、農林水産省政策評価基本計画(令和2年3月31日農林水産大臣決定。)に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価(以下「再評価」という。)、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価(以下「事後評価」という。)及び農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙1(農地整備事業に係る運用)第8に基く事業の実施方針の評価(以下「中間審査」という。)を実施する補助事業評価委員会(以下「事業評価委員会」という。)を設置する。

## 第2 事 務

- 1 事業評価委員会は、次に掲げる事項について事務を行う。
  - (1) 補助金交付の方針案の取りまとめに関すること。
  - (2) 再評価地区別資料及び再評価結果書案の作成に関すること。
  - (3) 事後評価地区別結果書等の取りまとめに関すること。
  - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1(農地整備事業に係る運用)第8の5に掲げる、事業の実施方針の評価に関すること。
  - (5) その他事業評価委員会が設置目的に照らして相当と認める事項に関すること。
- 2 上記の(2)及び(3)については、農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領(平成15年2月13日付け14農振第1906号)に基づき評価を実施する。

## 第3 構 成

- 1 事業評価委員会は、別表1に掲げる関係部課長及び地方参事官をもって構成する。ただし、必要に応じて他の関係部課長等を構成委員に加えることができるものとする。
- 2 事業評価委員会は、所用の事務を行わせるため、別表2に掲げる関係部課長補佐等により構成される補助事業評価委員会幹事会(以下「事業評価幹事会」という。)を設置する。

## 第4 運 営

- 1 事業評価委員会の運営
  - (1) 事業評価委員会は、第2に掲げる事務を円滑に行うため、必要に応じて開催する。

また、委員長が必要と認めたとき及び委員から要請があった場合についても開催する。
  - (2) 事業評価委員会は、委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長が指名した場合には、副委員長又は委員が委員長としてその職務を行う。
  - (3) 委員長は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の関係者について事業評価委員会への出席を求めることができるものとする。
  - (4) 委員長は、再評価及び事後評価に関して、技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される技術検討会を設置し、評価結果案等について意見を聴取する

ものとする。

## 2 事業評価幹事会の運営

- (1) 事業評価幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき及び幹事から要請があった場合についても開催する。
- (2) 事業評価幹事会は、幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長が指名した場合には、あらかじめその指名された幹事等がその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の関係者について事業評価幹事会への出席を求めることができるものとする。

## 第5 事務局

- 1 事業評価委員会及び事業評価幹事会の事務局は、別表－2に掲げる幹事長の所属する課・室とする。
- 2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の統括及び調整については事務局が行い、資料整理等の実務は事業を所管する課等が行うが、事業評価幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

## 第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、事業評価委員会の運営等に必要な事項は事業評価委員会において定める。

### 附 則

- (1) この要領は、平成15年2月25日から施行する。
- (2) 農林水産省組織再編に伴い、平成15年7月1日に要領の一部を改正する。
- (3) 平成17年3月3日に要領の一部を改正する。
- (4) 中間審査の追加に伴い、平成18年3月16日に要領の一部を改正する。
- (5) 北陸農政局組織改編に伴い、平成18年4月18日に要領の一部を改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の大臣決定に伴い平成22年11月24日に要領の一部を改正する。
- (7) 平成23年10月13日に要領の一部を改正する。
- (8) 平成26年10月22日に要領の一部を改正する。
- (9) 平成27年10月23日に要領の一部を改正する。
- (10) 令和3年11月5日に要領の一部を改正する。

別表一 事業評価委員会の構成

区分 所属	農村振興局 所管事業			生産局所管事業
	要領第2の1の(1)、 (2)、(5)に係るもの	要領第2の1の(3) に係るもの	要領第2の1の(4) に係るもの	要領第2の1の(1)、 (2)、(3)、(5)に係る もの
	補助金交付、再評価 、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評価、 事後評価、その他
地方参事官 (特命・事業計画)	●	●	●	
地方参事官 (各省調整)	●	●	●	
生産部				
部長				◎
生産振興課長				○
畜産課長				●
経営・事業支援部				
担い手育成課長				○
農村振興部				
部長	◎	◎	◎	
設計課長	○	○	○	○
農村計画課長	○	○		○
土地改良管理課長	○	○		
農村環境課長	○	○		
事業計画課長	○	○	○	
水利整備課長	○	○		
農地整備課長	○	○	○	
地域整備課長	○	○		
防災課長	○	○		

注：◎は委員長 ●は副委員長 ○は委員 を示す。

注：水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長については、事業担当原課以外についての出席を任意とする。

別表一2 事業評価幹事会の構成

区 分 所 属	農村振興局 所管事業			生産局所管事業
	要領第2の1の(1) 、(2)、(5)に係るもの	要領第2の1の(3) に 係るもの	要領第2の1の(4) に係るもの	要領第2の1の(1) 、(2)、(3)、(5)に係 るもの
	補助金交付、再評 価、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評価、 事後評価、その他
生産部				
生産振興課 課長補佐				○
畜産課 課長補佐				◎
経営・事業支援部				
担い手育成課 課長補佐(経営)				○
農村振興部				
設計課 課長補佐 (調整)	○	○	○	
事業調整室長	◎	○	○	○
農村計画課 課長補佐 (技術)	○	○		○
土地改良管理課 課長補佐	○	◎		
農政調整官	○	○		
農村環境課 課長補佐	○	○		
事業計画課 課長補佐 (総務)	○	○	○	
事業計画課 課長補佐 (計画調整)	○	○	○	
水利整備課 課長補佐 (広報)	○	○		
農地整備課 課長補佐	○	○	◎	
地域整備課 課長補佐	○	○		
防災課 課長補佐	○	○		

注:◎は幹事長 ○は幹事 を示す。

注:水利整備課、農地整備課、地域整備課、防災課関係の幹事については、事業担当  
原課以外についての出席を任意とする。

## 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

### 第 1 趣 旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の組織、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### 第 2 事 務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

### 第 3 構 成

- 1 技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者 6 名以内をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2 年とし再任されることを妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 原則として、委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも 1 名程度選任するよう努める。
- 7 委員に占める女性の比率を 30% 以上とする。
- 8 経済・社会全般や食料・農業・農村の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 9 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 10 国又は都道府県その他関係行政団体に属する者は選任しない。

### 第 4 会 議

第 2 の事務に係る会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から

補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求められたとき審議の必要に応じ開催する。

## 第5 意見の提示

技術検討会は、第2の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

## 第6 事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあつては農村振興部事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあつては農村振興部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあつては農村振興部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価及び事後評価にあつては生産部畜産課に置くものとする。

## 附 則

- (1) この規則は、平成10年6月10日から施行する。
- (2) 事後評価の取扱いに伴い、平成12年3月7日に規則を一部改正する。
- (3) 農林水産省組織再編に伴い、平成13年1月6日に規則の一部改正をする。
- (4) 補助事業評価の取扱いに伴い、平成16年2月12日に規則を一部改正する。
- (5) 事業評価の取扱いに伴い、平成22年3月15日に規則を一部改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成23年4月28日に規則を一部改正する。
- (7) 平成23年10月13日に規則を一部改正する。
- (8) 平成27年10月23日に規則を一部改正する。
- (9) 令和元年5月16日に規則を一部改正する。

令和3年度及び4年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分野	氏名	役職	備考
農業土木	しょうばやし みきた ろう 莊 林 幹太郎	学習院女子大学 副学長	
経 営	ねぎし むつひと 根岸 睦人	新潟大学 准教授	
環 境	まつもと けいこ 松本 恵子	金沢工業大学 講師	
マスコミ	まつもと ただし 松本 正	北日本新聞社 専任局次長	
都市計画	みずお えり 水尾 衣里	名城大学 教授	
農業土木	もり たけひさ 森 丈久	石川県立大学 教授	

※50音順